

企画競争説明書

業務名称：全世界（広域）マルチセクターにおけるコミュニティ協働による教育改善モデルの可能性及び同モデルの主流化に係る調査研究（プロジェクト研究）

調達管理番号：22a00881

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月1日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界（広域）マルチセクターにおけるコミュニティ協働による教育改善モデルの可能性及び同モデルの主流化に係る調査研究（プロジェクト研究）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年3月 ～ 2025年3月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ基礎教育第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 2月 7日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 2月 8日 12時
3	質問への回答	2023年 2月 13日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 2月 17日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 3月 1日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することができます）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口宛、CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記 4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：22a00881_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00881_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「全世界（広域）マルチセクターにおけるコミュニティ協働による教育改善モデルの可能性及び同モデルの主流化に係る調査研究（プロジェクト研究）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

途上国では近年、急速に就学率が改善しているものの、未だに2.63億人の学齢期の子どもが就学しておらず（UNESCO、2017年）、6億人を超える子どもが最低限の読解・算数スキルを身に付けていない「学習の危機」と呼ばれる状況が発生している（世界銀行、2018年）。特にサブサハラ・アフリカでは、学齢期の子どもの8割以上が基礎学力を身に付けていないと言われている（UNESCO、2017年）。さらに、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の蔓延による学校閉鎖や家庭の経済状況の悪化等を通じ、最低レベルの読解・算数能力を身に付けていない子どもの割合は25%増加したとされる（世界銀行、2020年）。

これらの課題に取り組むにあたっては、子どもの学習準備を整えることや、適切な学校運営の実現が重要であることが指摘されている（世界銀行、2018年）。特に、コロナ禍の下では、衛生啓発活動の実施等、学校がコミュニティのセーフティネットとして果たす役割が期待される。

JICAは、アフリカ地域の複数国においてコミュニティと学校の協働により様々な教育課題を解決することを目指す、通称「みんなの学校」プロジェクトを展開してきた。本調査研究は、これまで展開してきた「みんなの学校」プロジェクトの成果に基づき、同プロジェクトの教育改善モデルの比較優位や国際的なエビデンスを踏まえつつ、同モデルがコミュニティの教育課題の解決に貢献するだけでなく、平和構築、ジェンダー等のコミュニティが抱えるマルチセクターな課題解決に資する可能性を調査・分析し、同モデルの更なる普及・発展可能性を検討する。また、アフリカ地域及びその他地域におけるコミュニティ協働型教育改善の主流化とその成果の最大化、面的展開に貢献することを目的として、これまでJICAがプロジェクトを展開してきた国以外へ更なる普及・発展可能性が検討される教育改善モデルの導入可能性調査、さらには他開発機関との連携により他開発機関が実施する教育協力事業を通じた本モデルの普及可能性及び具体的方策を調査・検討する。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 業務の目的

本業務従事者は、「第2条 業務の背景・経緯」及び「第4条 調査実施の留意事項」を把握し、JICA 専門家、教育省関係者、他開発機関と協力しながら、JICA のコミュニティ協働型教育改善モデルのさらなる普及・発展可能性を検討の上、モデルの主流化に向けた提案を行い、報告書にとりまとめる。

(2) 業務の範囲

受注者は「第3条業務の目的と範囲(1)業務の目的」を達成するために「第4条業務実施の留意事項」及び「第5条 業務の内容」に示す調査を実施し、調査の進捗に応じて、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成し、JICA 人間開発部へ提出する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 本調査研究の意義

JICA では、アフリカ地域で実施・展開しているコミュニティ協働型教育改善「みんなの学校」モデルを強化し、主流化を図って、他地域へも普及する方針である。そのため本調査研究では、JICA の推進してきたコミュニティ協働による教育改善モデルが、平和構築やジェンダー等、コミュニティが抱えるマルチセクターにまたがる開発課題の解決にどのように貢献しうるかを調査・分析し、JICA のコミュニティ協働型教育改善モデルのさらなる普及・発展可能性を検討する。また、アフリカ地域及びその他地域におけるコミュニティ協働型教育改善の主流化とその成果の最大化、面的展開に貢献することを目的として、他国への本モデルの導入可能性調査、さらには他開発機関との連携により他機関が実施する教育協力事業を通じた本モデルの普及可能性等を調査、具体的方策を検討する。

本調査の意義は、JICA がこれまで展開してきたコミュニティ協働型教育改善「みんなの学校」モデルに、マルチセクターの課題解決の視点を加えてモデルを強化すること、また、本モデルの開発効果を具体的に示して主流化を図ることにより、他開発機関等とともに、教育課題をはじめとするコミュニティが抱えるマルチセクターの課題解決に協働して取り組み、よりインパクトの大きい協力が可能になることである。

(2) 本調査研究の目的

本調査研究は、以下二点を目的に調査を行う。

- 1) これまで展開してきた「みんなの学校」プロジェクトによる成果に基づく同プロジェクトの教育改善モデルの比較優位や国際的なエビデンス¹を踏まえつつ、同

¹ インパクト評価等によりエビデンスに基づいたプロジェクトの成果を取りまとめた国際比較に耐えうる論文等

モデルがコミュニティの教育課題の解決に貢献するだけでなく、平和構築、ジェンダー等のコミュニティが抱えるマルチセクターな課題解決に資する可能性を調査・分析し、同モデルの更なる普及・発展可能性を検討する。

2) 中長期的にコミュニティ協働型教育改善モデルをアフリカ地域及び他地域に展開及び同モデルの主流化のための具体的な方法を検討する。

(3) 業務対象地域

全世界（広域）

課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）の通り、また、TICADも踏まえ、アフリカ地域における調査を優先させるが、コミュニティ協働型の教育改善は普遍的な課題であることから、他地域も本調査研究の現地調査及びパイロット活動の実施対象とする。

(4) 調査分析対象者

アフリカ地域及びその他調査対象地域における、教育省、初等学年・前期中等学年（不就学児童を含む当該学齢期）の子ども、教員及び地域住民

(5) 実施方法

1) 「(2) 本調査研究の目的1)」に係る業務

①文献調査及び現地調査

国際機関のレポートや学術論文等の文献調査を通じて、平和構築、ジェンダー等コミュニティが抱える課題に対し、コミュニティを主体とした組織（学校運営委員会や父母会、母親会等、村落開発委員会、住民組織などを含む）との協働により地域が抱えるマルチセクターの課題解決に貢献した事例、エビデンスを確認し、JICAコミュニティ協働型教育改善モデルのさらなる発展可能性を検討する。文献調査した介入例のうち、効果や普及可能性、持続性が期待されるものについては、必要に応じて現地調査する。

②仮説モデルの構築、パイロット活動の計画策定・試行・改善

上記①での調査を踏まえ、仮説モデルを開発する。同モデルをベースに、各国の文脈に沿った形で適用させた普及可能性・持続性が期待できるモデルを考案する。その後、各対象国におけるパイロット活動計画を策定・実施し、現地関係者に対して必要な技術支援・モニタリングを実施する。パイロット活動を実施する他、前後でベースライン・エンドライン調査を実施し、定量・定性の両面から成果と課題の把握に努める。

③開発されたモデルに関する報告書の提出

上記①②を通して、マルチセクターへの貢献が期待され、高い普及可能性・持続性が期待できるモデルを示し、アフリカ地域での導入・展開の可能性について報告書で提言する。

2) 「(2) 本調査研究の目的2)」に係る業務

【個別の国における導入可能性調査】

①文献調査及び現地調査

上記(1)を通して高い普及可能性・持続性が期待されるコミュニティ協働による教育改善「みんなの学校」モデルをアフリカ諸国及び他地域に中長期的に普及・展開するにあたって、一部の対象国にて基礎情報を収集し、モデルの導入・普及可能性について検討する。

②導入可能性調査に関する報告書の提出

上記①を通して、「みんなの学校」モデルの導入・普及可能性について報告書で提言する。

【モデル主流化に係る調査】

①文献調査及び現地調査

国際機関のレポート学術論文等の文献を通じて、学びの改善に資するモデル及びその効果に関する事例エビデンスを確認する他、他開発機関の教育協力事業に関する方針・戦略について確認し、他開発機関等との連携により他機関が実施する教育協力事業を通じた本モデルの主流化の可能性を検討する。具体的な連携等を見込めるものについては、必要に応じて現地調査を行い、他開発機関の関係者等とも協議を行う。

②成果の最大化、モデルの主流化に関する報告書の提出

上記①を踏まえ、現在開発、実施中の JICA コミュニティ協働改善モデルの主流化及び成果の最大化のための具体的な方法を検討し、他開発機関との連携等アフリカ地域及びその他他地域への普及、発展可能性について報告書で提言する。

(6) 相手国側関係機関

初等・前期中等教育を所掌する対象国の教育省及び関係機関。

(7) 実施期間

2023年3月下旬から2025年3月下旬(2年間)を予定。

(8) その他留意事項

本調査研究では、ジェンダー／平和構築／障害者配慮の視点について十分配慮すること。

第5条 調査の内容

現在想定される調査内容は以下のとおり²。

(1) 業務計画書の作成（国内業務）

本業務に関連する資料・情報（コミュニティを主体とした組織との協働により、教育と他セクター（マルチセクター）にまたがる地域の開発課題に貢献した事例、エビデンスや学びの改善に資するモデル及びその効果に関する事例エビデンス等）を整理し、本プロジェクト研究で想定される業務全体を把握する。その上で、本調査研究の基本方針、調査対象国、現地調査計画（パイロット活動計画、モデル導入可能性に係る調査計画、モデルの主流化に係る現地調査計画）、調査手法、調査項目（各対象国で共通または個別で調査する項目）、作業工程、実施体制等を取りまとめた業務計画書を作成する。

(2) インセプション・レポートの作成（国内業務）

業務計画書の内容に、文献調査・現地調査の結果、現地調査計画を含めたインセプション・レポートを作成する。なお、現地調査にあたっては、本レポートをもって、相手国政府関係者や他開発機関に調査の目的・概要を説明した上で、調査への協力を求めるものとする。また、本調査研究に関して、技術的な助言を得るために、本レポートを共有し、必要に応じて他開発機関や研究機関に対して意見交換を行う。

(3) コミュニティを主体とした組織との協働により、教育と他セクター（マルチセクター）にまたがる地域の開発課題に貢献した事例、エビデンスの文献調査及び現地調査（国内業務及び現地業務）

①文献調査（国内業務）

全世界において、コミュニティを主体とした組織（学校運営委員会や父母会、母親会等、村落開発委員会、住民組織などを含む）との協働により地域が抱えるマルチセクターの課題解決に貢献した事例を参照するため、先行研究や国際的な議論をレビューする。また、同レビューを通して、より効果的な介入に関するエビデンスを確認し、JICA 案件のさらなる発展可能性を検討する³。

②現地調査（現地業務）

² 調査目的を達成するために必要な調査内容が他にあれば、プロポーザルにて提案すること。

³ コミュニティを主体とした組織との協働により貢献が期待される開発課題（セクター/テーマ）について、プロポーザルにて提案すること。

文献調査した事例、エビデンスに関して、他ドナーの本部やプロジェクト対象国での取組に係る現地調査を行う。現地調査する国の数は5か国程度を想定する。対象国の選定にあたっては、発注者と協議の上、選定する。なお、本調査は、現地再委託やローカルコンサルタントの活用を行うことは想定していない。

(4) 仮説モデルの構築、パイロット活動の計画策定（国内業務）

上記(3)の文献調査、現地調査での情報収集、JICA関係者との協議後、主にアフリカ地域においてコミュニティの教育課題の解決に貢献するだけでなく、平和構築、ジェンダー等のコミュニティが抱えるマルチセクターな課題解決に資する仮説モデルを検討する。その後、各対象国におけるパイロット活動計画を策定する⁴。

(5) 仮説モデルのパイロット活動の試行、改善（現地業務）

計画に基づきパイロット活動を実施する。同活動の前後の適切な時期・回数でベースライン・エンドライン調査を実施し、定量・定性の両面から成果と課題の把握に努め、仮説モデルの有効性を確認する。パイロット活動を実施する国の数はアフリカ地域の1～2か国程度を想定する。対象国選定にあたっては、発注者と協議の上、選定する。なお、本調査は、必要に応じて現地再委託やローカルコンサルタントの活用を認める。現時点では、以下に記載のとおり、それぞれ中央講師研修及び学校関係者研修を分けて実施することを想定している⁵。

1) 講師研修

- ・ 対象：教育省関係者
- ・ 人数：20名程度
- ・ 日数：5～6日程度
- ・ 研修内容：
 - 民主選挙による学校運営委員会設立
 - 学校活動計画の作成のための活動
 - 財務管理及び自己モニタリング・評価の活動
 - 教育課題の解決に貢献するだけでなく、コミュニティが抱えるマルチセクターな課題解決に効果のある活動

2) 学校関係者研修

⁴ 主にアフリカ地域において教育課題の解決に貢献するだけでなく、コミュニティが抱えるマルチセクターな課題解決に資する（JICAコミュニティ協働型教育開発モデルの更なる発展の可能性に係る）仮説をプロポーザルにて提案すること。

⁵ より費用対効果の高い研修手法を検討し、パイロット活動の内容（テーマ、手法、研修日数、研修受講者数、対象校数等）をプロポーザルにて提案すること。

- ・ 対象： 学校長や学校運営委員会メンバー等の学校関係者（10校程度）
- ・ 人数： 3～4名/学校
- ・ 日数： 3～4日
- ・ 内容：
 - 民主選挙による学校運営委員会設立
 - 学校活動計画の作成のための活動
 - 財務管理及び自己モニタリング・評価の活動
 - 教育課題の解決に貢献するだけでなく、コミュニティが抱えるマルチセクターな課題解決に効果のある活動

（6）「みんなの学校」モデルの導入可能性に係る文献調査及び現地調査（国内業務及び現地業務）

①文献調査（国内業務）

コミュニティ協働による教育改善「みんなの学校」モデルをアフリカ諸国及び他地域に中長期的に普及・展開するにあたって、アフリカ地域及びその他の地域において導入可能性を検討する。本業務は、調査対象国においてモデルを導入するにあたって必須あるいは望ましい条件が揃っているのか確認するものである。調査項目として、教育省の政策及び予算・行政官の能力、学校の現状（学校運営、インフラ、授業、教員の能力・モチベーション等）、コミュニティの現状（社会経済、保護者の学習支援、学校との協働の可能性等）など子どもの学習を取り巻く環境や、JICAの協力実績、他ドナーの事業方針や実施中あるいは実施予定の事業概要等を情報収集・検討する。対象国選定にあたっては、発注者と協議の上、選定するが、一例として以下の基準を踏まえ、選定する。

- プロジェクト研究「アフリカ地域におけるコミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』モデルの開発・スケールアップ」において、子どもの学力改善における優良モデルとして選定された、Teaching at the Right Level（TaRL）⁶、Structured Pedagogy⁷、PMAQ⁸が導入、普及している国。

⁶ インドのNGOのPratham Education Foundationによって2000年代初めに開発された習熟度別読み書き・算数スキル改善速習手法。簡単な訓練で実施可能な読み書き・計算のアセスメント「ASER（Annual Status of Education Report）」結果に基づき、年齢や学年ではなく、習熟度別に児童をグループ分けして、ファシリテーターが、それぞれの子どもの習熟度に合わせたインタラクティブな活動により、短期間（通常 30 日～60 日）で、学力レベルを改善するモデル。

⁷ 学習内容と指導法を改善し、授業実践に変化をもたらすことを目的としたアプローチ。特にスキルが不十分な指導者に対して、学校で習得すべき知識・技能を明確化し、足場を提供することで、すべての子どもたちが着実に学ぶことができるように教室での慣行を変えていくことを目指す。学習内容の体系化と指導法改善を核に据え、それに連動する形で教員研修、コーチング、教科書、授業計画・指導書などのインプットをパッケージ化して包括的に授業改善を支援する。

⁸ JICA ニジェールにおける技術協力プロジェクト「住民参加による教育開発プロジェクト」で開発された学習改善モデルで、学校運営コンポーネントと、教材・教授法コンポーネントで構成される。PMAQ は、児童の学力

- JICA がこれまで教育協力を行っており、教育省と関係構築がなされている国

②現地調査（現地業務）

文献調査や JICA 関係者との協議等を踏まえ、調査対象国におけるモデルの導入可能性を検討するための調査計画を策定する。また、必要に応じて、インセプション・レポートで提案した内容を変更し、JICA 関係者との協議結果に基づいて、最終的な現地調査方針、調査項目、調査手法等を決定する。特に調査項目については、コミュニティ協働による教育改善「みんなの学校」モデルを導入させるために必須あるいは望ましい条件を調査計画段階で整理する。調査対象国は、3～4か国程度を想定しており、調査対象地域はアフリカ地域を優先させるが、最低1か国はアフリカ地域以外の国を対象とする。対象国の選定にあたっては、発注者と協議の上、選定する。各国の現地調査期間は2週間程度を想定し、調査中は現地教育省や他開発機関との協議、学校現場の視察等を行う。なお、本調査は、必要に応じてローカルコンサルタント（特殊傭人）の活用を認める。

（7）成果の最大化・モデルの主流化に関する文献調査及び現地調査（国内業務及び現地業務）

①文献調査（国内業務）

他開発機関との連携を通して、コミュニティ協働による教育改善モデルをアフリカ地域及びその他地域に普及・展開するにあたって他開発機関等との連携により他開発機関が実施する教育協力事業を通じた本モデルの主流化の可能性を検討する。具体的には、国際機関のレポートや学術論文等の文献を通じて、JICA の案件で開発されたモデルを含む他開発機関による学びの改善に資するモデル及びその効果に関する事例、エビデンスを確認する他、他開発機関の教育協力事業に関する方針・戦略について情報収集を行う。同情報収集を踏まえ、他開発機関等との連携により他開発機関が実施する教育協力事業を通じたコミュニティ協働による教育改善モデルの主流化の可能性を検討する⁹。

②現地調査（現地業務）

上記文献調査を踏まえ、具体的な連携等を見込めるものについては、必要に応じて現地調査を行い、他開発機関の関係者等とも協議を行う他、必要に応じて他開発機関へアプローチの紹介及び関係者の能力強化研修等を含む技術支援を行う。なお、技術支援を行う場合は、開発機関及び発注者と十分に協議の上、行うこととする。現地調査

テストを実施し、そのテスト結果を住民集会で保護者・教員・地域住民間で共有し、算数ドリルや補習ファシリテーターを活用して住民に支援された補習活動を実施する手法で学習改善を目指す。子ども達の学習にかかる情報を学校レベルで共有・討議することを通じ、ボトムアップで保護者・教員・地域住民間の協働を実現するアプローチ。

⁹ なお、現在開発、実施中のJICAコミュニティ協働による教育改善モデルの主流化及び同モデルの成果の最大化のために、他開発機関との連携等アフリカ地域及びその他地域への普及、発展可能性の仮説について、プロポーザルにて提案すること。

対象国は、1～2国程度、各国1回の渡航につき調査期間は7～10日程度、渡航回数は各国4回程度想定する。対象国の選定にあたっては、発注者と協議の上、選定する。

(8) プロGRESS・レポートの作成及び報告（国内業務）

後記「第6条 報告書等」で指定された時期に、JICA 人間開発部に報告書を提出し、進捗報告を行う。また、必要に応じて、調査方針や調査計画等について JICA 関係者との協議を行う。

(9) 業務完了報告書の作成・報告（国内業務）

本業務全体を記載した業務完了報告書を作成し、JICA 人間開発部に報告を行う。業務完了報告書については少なくとも、以下について記載すること。

- ① マルチセクターへの貢献が期待され、高い普及可能性・持続性が期待できる JICA「みんなの学校」モデルの内容、及び同モデルの導入・展開可能性
- ② アフリカ地域及びその他地域の複数国における、コミュニティ協働による教育改善「みんなの学校」モデルの導入・普及可能性
- ③ コミュニティ協働による教育改善「みんなの学校」モデルの主流化及び同モデルの成果の最大化、他開発機関との連携等を踏まえたアフリカ地域及びその他地域への普及、発展可能性

(10) 広報活動（国内業務及び現地業務）

業務実施にあたっては、調査対象国の政府関係者及び本邦の国民各層が、本調査研究の意義、調査内容、調査の成果を正しく理解できるように、JICA の広報活動・成果発信に協力する。

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は業務完了報告書とし、提出期限は2025年2月21日とする。また、調査の進捗状況に応じて、双方の合意に基づき部分払を行うことがある。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、相手国機関との協議や国内の会議等に必要部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書 (2023年4月)	電子データ
(2) インセプション・レポート (2023年5月)	各電子データ
(3) プロGRESS・レポート (2024年2月頃)	和文1部、電子データ
(4) 業務完了報告書 (2025年2月21日)	和文3部、英文3部 (いずれも簡易製本) CD-R:3枚

なお、業務従事者は、国内・海外における業務従事期間の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、JICA人間開発部に提出する。また、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート（計画及び実績）

注1）（1）業務計画書とは、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注4）報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	調査目的を達成するために必要な調査内容。	第5条 調査の内容 (P. 10)
2	コミュニティを主体とした組織との協働により解決された開発課題(教育以外のセクター／テーマ)	第5条 調査の内容 (3) コミュニティを主体とした組織との協働により、教育と他セクター(マルチセクター)にまたがる地域の開発課題に貢献した事例、エビデンスの文献調査及び現地調査(P. 11)
3	上記1の分野の課題解決に貢献するJICA案件の更なる発展可能性の仮説	第5条 調査の内容 (4) 仮説モデルの構築、パイロット活動の計画策定(P. 11)
4	パイロット活動の内容	第5条 調査の内容 (5) 仮説モデルのパイロット活動の試行、改善(P. 11)
5	成果の最大化・モデルの主流化に向け連携可能性のある他開発機関及び連携方法、普及展開可能性の仮説	第5条 調査の内容 (7) 成果の最大化・モデルの主流化に関する文献調査及び現地調査(P. 14)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：学校運営改善を通じた教育改善に係る支援業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／学校運営

➤ 教育開発（学力改善）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.62 人月（うち、紛争影響地域での現地業務は 2.57 人月を想定）

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／学校運営）】

- ① 類似業務経験の分野：学校運営に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語（仏語ができるとうましい）
 ※仏語に関する語学能力認定書等を有する場合は、英語のみならず仏語も認定書等を添付すること。
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：教育開発（学力改善）】

- ① 類似業務経験の分野：教育開発（学力改善）に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語（仏語ができるとうましい）
 ※仏語に関する語学能力認定書等を有する場合は、英語のみならず仏語も認定書等を添付すること。

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。
 （詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

2. 業務実施上の条件

- (1) 業務工程
 別添のとおり。
- (2) 業務量目途と業務従事者構成案
 - 1) 業務量の目途
 約 33.32 人月（現地：22.37人月、国内10.95人月）
 - 2) 業務従事者の構成案
 業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。
 - ① 業務主任者／教育開発／学校運営（2号）
 - ② 教育開発（学力改善）（3号）
 - ③ 教育開発（マルチセクター）
 - ④ 教育評価分析
 - 3) 渡航回数
 全36回
 なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。
- (3) 現地再委託
 以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。
 - 仮説モデル構築のためのパイロット活動の試行、改善（ベースライン・エンドライン調査含む）
- (4) 配付資料／公開資料等
 - 1) 公開資料

- アフリカ地域プロジェクト研究 「アフリカ地域におけるコミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』モデルの開発・スケールアップ」業務完了報告書（2022年3月）
[12346300 \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12346300)
- マダガスカル国「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト」業務完了報告書（2020年5月）
[12355954.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12355954.pdf)
- ニジェール国「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ2）」事業完了報告書（2021年6月）
[12346284 \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12346284)
- ガーナ国「教育セクター地方分権化支援」
[1000041584.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/1000041584.pdf)
- セネガル国「初等教育算数能力向上プロジェクト」事業完了報告書（2020年6月）
[1000043321.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/1000043321.pdf)
- ブルキナファソ国「学校運営委員会支援プロジェクト フェーズ2」終了時評価調査報告書
[12304309.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12304309.pdf)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所及び現地日本大使館を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調査作業を十分に行う。また、上記2期間と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段などについて緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とします。コートジボワールと南スーダンでの現地での業務人月分のみについて、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

152,230,000円（税抜）

なお、定額計上分 800,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（航空賃）
- 2）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6）**上限額を超える別提案に関する経費**
- 7）**定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費		800,000円		一般業務費

（5）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて

1）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：工程表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／学校運営</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：教育開発（学力改善）	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	